

## 廣池千九郎と明治大正期の労働問題

土屋 武夫

### 目次

- 一、廣池千九郎と労働問題への取り組み
- 二、当該問題への天理教の関与と廣池千九郎
- 三、富士瓦斯紡績小山工場と天理教工女
- 四、宇野利右衛門と廣池千九郎
- 五、体制に対する脅威の意味—良民の暮らしの視点
- 六、労働問題の沿革と当時の取り組み
- 七、モラルサイエンス—新道徳主義の科学的基盤
- 八、精神的科学的管理法の課題

キーワード：労働問題、富士瓦斯紡績小山工場、道徳主義の解決法、モラルサイエンス、精神的科学的管理法

一八六八年の明治維新によって、日本は封建的幕藩体制から近代的立憲君主制へと大きく社会体制(social system)を転換していく。アジアで領土獲得のために植民地政策を開拓する英米独仏など世界の列強に伍して、わが国が独立と発展を期するには、きわめて短期間に資本蓄積をはかり、工業化を達成して近代的な軍備を備えた國づくりに励むことが喫緊の課題であった。

こうして富国強兵を目指した國づくりが当時の第一の課題となつたが、新たな体制の下で強力に推進されたこの政策遂行の結果として、農村の疲弊や労働問題、あるいは米騒動などの深刻な社会問題が発生した。これらの問題は、いわば日本近代化という社会の急速な発展がもたらすマイナスの局面であり、急速な近代化を達成しようとする、当時の未成熟な日本社会に付随する歴史的課題であった。

廣池千九郎は、明治末から、單なる学究の徒にとどまらず、一人の経世家として、多くの国民に安寧と平和をもたらす國づくりの問題に取り組んでいた。その頃出版した『日本憲法淵源論』(大正五年、一九一六年)では、この点に触れるとともに、独自の家族的な社会観(國家觀)を開拓している。<sup>[1]</sup> 経世家にとって、当時、何よりも憂慮されたのは、日本の社会的文化的伝統の上に築かれるべき社会システムの土台が、革命によつて無残にも破壊され、多くの国民が塗炭の苦しみに陥る危険性であった。革命が防遏されなければならぬのは、第一に、社会システムの崩壊に伴う社会秩序の破壊であり、第二に経済制度の崩壊に伴う国民一人一人の暮らしの破壊であり、第三に人々の価値観が失われ、人々の生活指針や行動様式が見失われるこである。

ヨーロッパ大陸では、この同じ時期に二つの大きな革命が勃発している。一つは一九一七年のロシア革命(三月革命と十一月革命)であり、他方は、一九一八年にベルリンで勃発したドイツ革命である。ロマノフ王朝の崩壊並びに、ウィルヘルムのドイツ帝國の滅亡は、いずれも労働者階級を中心勢力とする革命によつて遂行された。ロシアのレーニンに率いられたボルシェビキは、十一月革命の担い手であり、プロレタリア独裁による専制政治を目指し、革命を全世界にまで拡大しようと企図していた。廣池は、この点に十分注意を払い、労働組合が革命勢力の中心となるような西歐流のサンディカリズムやナショナルギルドが、我が国にとつては、社会の脅威になること、その可能性が高いことを指摘している。<sup>[2]</sup>

周知のように、こうした危機感は、当時の日本の良識あるリーダー層が広く共有するものであつた。だから彼らは国民道徳振興のために、斯道会や帰一協会などの団体を立ち上げ、あるいは天理教団などに働きかけて、既成の宗教教団までをも動員して國を挙げて国民道徳精神振興のための講演会を開催することになつた。廣池も、しばしばこうした講演会の演壇に立ち熱弁をふるつたが、「去る大正二年以降、今大正五年八月に至るまで、約四年間に亘り、各府県下に於いて、國体論並びに国民道徳を講話すること大小三百回に及び、今後益々力を之に尽くさん事を期す」と述べている。<sup>[3]</sup>

## 二、当該問題への天理教の関与と廣池千九郎

神宮皇學館教授として伊勢に単身赴任していた廣池千九郎は、昼夜を厭わぬ過度の研究の蓄積が災いして、とうとう伊勢の下宿先で病の床に伏すことになった。当時の日記には、その間の事情が詳細に記されて

いるが、そのとき親身に世話をしてくれた無名の天理教徒や末端の布教師の至誠ある態度に接して、天理教を知ることになった。やがて勢山支教会の会長矢納幸吉に導かれて、廣池は天理教本部に関与することになる。当時の天理教団の幹部は、初代管長の中山新治郎、松村吉太郎（教正、大阪高安大教会）、山澤為造（执行者）などの人物であったが、天啓に基づく教義の体系化や布教師のための継続的な教育が、新たな教勢の拡大にとって必要不可欠であり、その役割を廣池が担うことになった。

こうした内部組織作りと並んで、当時、天理教団は困難な課題に直面していた。すなわち、偏見と誤解に基づく当時の世間の評価をいかに払拭して、社会に認められ、信頼される教団に改善していくかという難しい課題である。大正二年、天理中学名誉校長として本部に正式に籍を置くことになった廣池だが、いくつかの資料に見られるように、当時、教団トップであつた初代管長や幹部の廣池に対する信頼は厚く、揺るぎのないものであり、おのずから教団搖籃期のこの困難な課題に関与することになったと見てよい。<sup>(4)</sup>

天理教団の労働問題への関与は、明治四十一年にまでさかのばるが、廣池の関与は明治四十二年ごろからで、記録の上では三重紡績などの訪問が最初である。天理教団の組織的活動の一環としての具体的な関与は、それから数年後の大正三年からである。<sup>(5)</sup>なぜ天理教は、国民道德精神振興の運動に積極的に関与したのか。また労働問題解決策の一環として、全国の紡績工場に多くの天理教信徒を熱心に送り込んだのか。そして、これら職工や工女に対して、天理教の教義に立つ継続的な宗教教育や、家族主義的ケアが、かくも執拗に展開された理由は何か。

### 三、富士瓦斯紡績小山工場と天理教工女

当時、日本の紡績業を代表する会社の一つに、武藤山治の鐘淵紡績と並んで、富士瓦斯紡績があつた。この会社は、東海道駿河駅近くの小山に工場を持ち、増加する国内外の需要に応ずるため、新たに工場を増設して女子工員を募集することになった。明治末から、大正初期にかけて、この会社は、数次に分けて工場の拡張を繰り返している。

当時、この工場で技師をしていた小野安太郎は、熱心な天理教信徒で、女工募集を自分が籍を置く東京支教会（本所区石原町一甲賀大教会の系列、筆者注）の会長井上半七に伝えた。この話を聞いて、井上は、「天理教の信者の中にも工場に入つて働きたい希望をもつて居る人もあるから、試みに募集させてみては呉れないか」と小野技師に依頼した。工場長の棚橋琢之進はこの話を聞いて、「天理教の信者でも、何でも、工場に来て働きたい希望者は、誰でも入社を許す」と言つた。そこで小野は正式に井上会長に募集を依頼して、たちまち埼玉県下の若い女性信徒五〇名が入社することになった。天理教の信徒が、この紡績工場で働く魁である。これらの天理教の女工の世話をさせるために、会社の意向で井上会長の妻と娘も同時に入社することになる。<sup>(6)</sup>

廣池が初めてこの工場を訪問したのは、大正二年八月二十四日と、翌年の大正三年一月の計二回に亘つている。（別表を参照。）この会社の経営者は、慶應出身の和田豊次であり、廣池と同郷の大分県出身の人物で、親孝行な人物と紹介されている。幹部も人間的に立派な人が多いと廣池自身コメントしている。この二回の視察で、工場で働く天理教工女の受け入れ態勢や、工場での働きぶりが分かり、また工場幹部との面談を通じて、工場で働く天理教工女の受け入れ態勢や、工場での働きぶりが分かり、また工場幹部との面談を通じて、

して工場の置かれた状況や経営上の問題もよく理解されたはずである。

ところで、このころ、小山工場で働く、女工の数は九〇〇〇人以上にも達していた。しかし、この会社の全従業員数に占める天理教徒の女工の数は三〇〇名ほどで、その割合も三パーセント弱と低く抑えられていた。にもかかわらず、天理教団としては、この事業に並々ならぬ力を入れ、東京支教会の井上半七を、会長職をはずしてまでこの工場に送り込んでいる。さらに教団は、女工の要望という形をとつてはいるが、工場の隣に鮎沢宣教所を建設し、地方から送り込まれた信徒の教育と精神的なよりどころにしている。以下の資料には、何ゆえ天理教がこの問題にかくも真剣に取り組んだのか、その理由の一端が示されている。

「この労働問題の解決に対し、若しも天理教の教理並びに実際が有効であるといふ事が証明せられたならば、天理教の実際上の価値が社会に顕彰せらるるに至るべく、若し又万一この試みに失敗したならば、天理教といふものは全く実社会には役に役に立たぬ無用の宗教であるといふやうに非難ざることになりますから、本教にとつてはこの運動は非常に信用上の問題になるであらうと考へます。斯くてこの問題が、幾分でも天理教にて解決せらるると云ふ事に為つたならば、当該問題の上に多大な影響を及ぼすもので、自然世界工業の発達と世界人類の幸福とに向つて尠からぬ利益を与ふるに至るものと考へます。」<sup>(8)</sup>

当時、天理教団は、世間のひどい差別と偏見に苦しんでいた。揃いのはっぴを着て、団扇太鼓を打ち鳴らし、お手振りや、御神楽歌を街中で声高に朗詠して街を練り歩く。人目に目立つこの行動は、町を行く善良

なる市民的好奇心を痛く刺激するものであった。実際には、心の埃を払うためにおこなわれた財産の蕩尽も、善意の市民の目には、病などの問題を抱えて弱気になつた同胞に対する宗教による搾取・収奪と映つたとしても不思議ではない。こうして天理教は理不尽で、人を惑わし金を掠め取る悪しき教えであるというレッテルを貼られることになつたのである。

天理教を淫祠邪教（人々を惑わすよこしまな教え）と見下すこのひどい思い込みを払拭するには、何らかの特別の手立てが必要である。当時、紡績業は日本の花形産業であり、最新の設備と科学的管理を標榜していたので、人々の関心も高かつた。こうした日本の近代的工場で、天理教の工女が眞面目に、かつ模範的に働いて活躍すれば、一躍、社会の脚光を浴びることとなる。これは天理教にとつてまたとない好機になるはずである。うまくいけば、天理教団に対する世間の誤解もすこしは解けることになるかも知れない。「犠牲的精神」で熱心に働く、天理教の若い女工のひたむきな姿を目にするれば、それまでの嫌なイメージを払拭して、天理教団も「義務をいとわず、勤勉に働くこと」を人々に奨励する、立派な教義を持つた宗教団体として、社会に正しく認知されることになるかも知れない。

そうして、もちろん、廣池の協力により、こうした事業が推進することは、当時の社会的な需要に応えることになり、しかも同時に、廣池個人にとつては、矢野会長などに導かれて本部入りし、教義の体系化の仕事を通じて天理教教祖が接受した天啓に触れ、大悟出来たこと、精神の目を大きく見開く事が出来たことに対する報恩であることは云うまでもない。

#### 四、宇野利右衛門と廣池千九郎

No. 58, 2006 48

ところで、富士瓦斯紡績小山工場の天理教工女のことが、社会の識者の広く知るところとなつたのは、当時、大阪で労働問題に取り組んでいた宇野利右衛門との間で、廣池が交わした次のような論争がきっかけとなつた。宇野は早くからこの問題にとり組み、大阪工業会を立ち上げ、政府機関と協力してこの問題に対する調査研究に携わってきた。彼は、救済研究会を主催する監獄学の権威、小川滋次郎と並んで、労働問題についての研究では、当時、大阪を代表する人物だつた。<sup>(9)</sup>

大阪堂島にある知事官邸で開かれた救済研究会の例会席上で、廣池千九郎は、大正三年一月十四日に、次のような講演をおこなつた。すなわち、「救済の本義と天理教の感化救済法」という講演である。この講演は時間的な制約があり、感化教育の内容のすべてについて言及する余裕はなかつた。だが、前席で行われた宇野の講演は挑戦的なものであつた。「女工の現状」というタイトルで、宇野は、天理教のこの問題に対する取り組みを厳しく批判した。「宗教は利用すべきものではなくて、況して職工向きの宗教などといふ理由の下に、自己の信仰せざる宗教を人に勧めるが如きは、不徳の甚だしきものである」と。宗教の布教のために労働問題を利用することは何事かというきびしい非難である。そして具体的に、富士瓦斯紡績小山工場の事例を挙げて、大いに攻撃の箭を放つたのである。<sup>(10)</sup>

この批判をまともに受け止めて廣池は激しく反論する。すなわち、病人から、悪人（罪を犯した人）、寡夫や寡女（男やもめ、女やもめ）、貧民、労働者、孤児などの社会的弱者、並びに教育上の六項目に亘る感化教育の内容のうち、労働者に対する感化教育に的を絞つて、天理教が実際にどのようにこの問題に取り組

んでいるのかを、現状を手短に紹介しつつ、宇野の指摘が誤解に基づくことを指摘する。

すなわち富士瓦斯紡績小山工場では、天理教の教義に基づき、工女たちが熱心に仕事に取り組み、生産性もあがり、他工場のように、労使対立も生じていない。しかしこれは、断じて宗教の利用ではないと。もともと天理教を信じていた娘たちが女工になつただけのことで、宗教の利用などという批判は、的外れである。だから機会があれば工場を訪問して、実際に何が行われているか、自分の目で確認したらよからうと、宇野の視察を促している。廣池の講演ののち、宇野はその場で直接、自己の不明を詫び、来訪を約している。<sup>(11)</sup>

宇野は、この講演の三ヶ月後に、東京での仕事からの帰途、半日の時間を費やして、自ら小山工場を訪れ、実際に現場を視察している。まず、第三・第四工場の次長渡辺徹（天理教信徒）に面会して、天理教がこの工場に入った成り行き、その後の沿革、現状について説明を聞き、天理教工女のみを収容している構外寄宿舎、ならびに鮎沢宣教所を巡覧した。天理教工女にも直接会つて短い講話もおこなつていている。宇野は帰阪後、直ちにその内容を記事にまとめ、職工問題資料A「富士紡小山工場の天理教職工団」として発表し、関連企業に配布している。この記事は、天理教の啓蒙雑誌「道の友」にも原文のまま転載された。<sup>(12)</sup>

攻撃に對して、次席の講演で手厳しく反駁されたのである。その駁論<sup>ばくろん</sup>の要旨は、小山工場の天理教に就いての、宇野君の見解は誤りである。これは決して宗教の利用ではない。決して又工場の當事者が、信ぜざる宗教を人に強いて信ぜしめて居らるるのでもないといふので、其の現状の一斑を付け加へて語られた。(以下略)<sup>(13)</sup>

宇野は、この記事の中で、①天理教の女工が、従業員総数九〇〇〇人のうち、僅か三〇〇名に止まり、意外に少ないと、しかも天理教工女の導入は②移植的であつて、他の女工と全然區別されていることをあげ、「個人の働きぶりや生活の状態と云ふ点から云ふと、他の普通女工に比較して、大いに優れている」として、彼女らの長所と短所を分かりやすく次のよう紹介している。<sup>(14)</sup>

すなわち、①従順でよく上長に服従すること、②陰日向なく業務に勉励すること、③風紀品行の好良なること、④すべて物品を粗末にせざること、⑤物事に不平を云わぬこと、⑥自治的なること、⑦節儉にして浪費せざること、こうした七つの項目を天理教工女の優れた点としてあげ、一般の職工に通有な次の欠点は之をまったく持たず、工場として使用上、監督上たいへん都合がよいと述べている。

当時の一般工女が持つ欠点について、大阪での救済研究会で、宇野の次に講演した廣池は、次の点を指摘している。すなわち、「元來、前席宇野氏の紡績工女の話にも見えたとほりに、職工工女の心事行為と云ふものは、余程荒々<sup>さうさう</sup>で居るものであつて、一体に自己本位で、我慢で不品行で前借して逃走すると云ふ様な次第であるから、寄宿舎は高塀を廻らし、監獄の様であつて、其の監督は困難で且つ手数と費用とがかかるのである。<sup>(15)</sup>」

ところで、宇野が指摘するような、優れた工員としての特質は、一日にして成るものではなく、この会社のこの問題への取り組みと、教育者としての資質に富む井上半七とその家族の献身的な努力が有機的に結合した成果であつて、その貢献は「没すべからざる重大なものである」と宇野はきわめて高い評価を与えていいる。廣池も、井上夫妻の献身的な教育ぶりについて次のように言及している。<sup>(16)</sup>

「最初の起りは今から五年程前の事で東京本所区石原町の東京支教会の会長井上半七氏が、家族一同と共に若干の職工<sup>じゆこう</sup>を率ゐて同社に入り込み、妻女と娘とは自ら職工の群に入つて模範を示す事とし、一切の飲食、起居、礼節を指導して、井上氏夫妻は全く是等職工の父母となつて其世話をしたので、此の節に至り職工の人数も増加し他教会より事務の援助をして呉れる青年諸氏も集まつて來たので、少々成績を擧げて居る様である。<sup>(17)</sup>

さらには、宇野はこうした天理工女の見事な働きぶりや、きちつとした生活態度の形成に、天理教の教義が大きく作用している点に注目している。宇野は、自分の天理教の教義の理解は、廣池博士の受け壳りであると断つてはいるが、その内容を箇条書きで簡潔に紹介している。<sup>(18)</sup>

第一に世界は日々進化しているが、現在は進化の途上にあり、この世は不完全だらけであるが、最終的には理想の世界（甘露台—黄金郷）に到達するという確信。

第二に、不完全な世を最善の世に進めるためには、「無我の愛」をもつて働くという信念。

る唯一神から付与された人間の活路であるという信念。

第四に、この世は神の世界であり、世界の物質は神のものであるから、丁重に取り扱わねばならないといつてしまふ。

さらに進んで、こうした教義があればこそ、天理工女は次のような信念を持つて仕事に励むことになると見ていく。

①人生の将来に生氣激刺たる希望を持つこと。

②現在の不満足に安如たること。\*安如＝安らかで落ち着いていること。すなわち堪能。

③犠牲の念を持つて職務に従事すること。

だが、こうした利点を持つ一方で、彼らには固有の欠点がある。しかし「短所は、従来彼らが、一般社会から侮蔑されて、『てんりんさん』と云へば、馬鹿者か狂者の如く見做された世間の誤解に対する反動と、信仰の一面の影に過ぎぬ」と述べられている。それはいぢめ信者氣質と呼ばれるもので、その要点は、次のとおりである。

①一般信徒と融和せざること。

②志操堅固にして、容易に説論に服せざること。

③病氣の際に医療服薬を拒む傾向。

④團結力が強く一人侮辱された場合、直ちに全体が騒ぎを惹起すること。

そして天理教信徒の工員の場合、この傾向がきわめて強く、激しいことが指摘されている。こうした欠点を考慮して、天理工女は一般工女から区別されて、集団的な宿舎生活を送っているのであり、井上夫妻が親身になって世話をし、正しい生活態度を見につけるように生活をともにしながら、自分の娘のように仕込んでいるのである。家族主義を標榜する生産現場の人事管理としては周到であり、かつ当然の処置といつてよいだろう。

宇野は、この報告の最後の部分で、天理工女のこうした長短を踏まえたうえで、天理教を工場に入れるべきかどうかを検討する。もちろん宇野は、天理教の教義が、労働に強味を持ち、その信者が職工として、一般の無信者や他宗教の信者に比べて、優れた点を持つことを認めていたが、しかし、彼らの長所は、「從來社会の各方面に薄く分布されて居つて、未だ確実に其の効力が認められて居なかつた」ものであると指摘する。(19) この指摘は重要である。

「富士瓦斯紡績の小山工場に於ける、此の試験は明らかに、彼らの優良にして、労働者として無二の良資格を有する事を、公然として社会に示したものである。」宇野は、最大級の賛辞を送り、讃岐紡績、そのほどの工場に天理工女を入れさせようとする計画がある事にも触れ、自分はこのことは喜ぶべきことであり、一般工場にも進めたいとまでエールを送っている。

結論として、宇野利右衛門は、「天理教が労働者に安心立命を得しめ、彼らの滅亡を救ひて生命の門にまで進ましめる活宗教であると云ふ事を認めた」と締めくくり、そして、「将来、此の宗教が教育ある人によ

つて伝へられ、其の暗黒の部分を除き去り、社会からも理解さるに至つたならば、其の力に依つて我が産業界は大なる益を得ることと信するのである」と締めくくつている。宇野の結論は、天理教を労働問題の解決に利用することは、「宗教を国民の精神修養に利用するのと等しく、利益こそあれ、害のない利用である」とまで述べている。<sup>(20)</sup>

### 五、体制に対する脅威の意味——良民の暮らしの視点

工場レベルでの解決策のみならず、この問題全体を当時の社会的脈絡の中で、廣池はどのように捉えているのか。第一の視点は、すでに触れたように、労働問題を当時の社会体制に対する脅威と見る視点である。大正五年に増補改定された『日本憲法淵源論』（初版は明治四十二年）で、廣池は、次のように述べる。すなわち、労働問題が、当時の緊急なる社会問題であり、放置すれば米騒動などの問題と一緒にになって、階級対立を深刻化させ、社会革命の引き金になる恐れがあるという懸念である。付録の年表を一瞥すればすぐ分かるように、大正年間は、労働争議と米騒動が頻発した時代だったのである。こうした歴史的背景が理解できて初めて、労働問題が社会革命の引き金になるという人々の切羽つまつた意識が理解されると思う。

「然るに今や歐州大乱（第一次世界大戦、一九一四年一月～一九一八年、筆者注）の影響は近日直接に我国に波及して遂に外に向つては西班牙（シベリア）出兵の已むを得ざる事情に立ち至り、内に於いては物価の暴騰に關して人心の安定を失ひ、眞に吾人国民の一大覚醒を要すべき時機と為れり、蓋し我国目下の状態

は、欧洲の危険思想隠暗の間に漲溢し、輕率不眞面目なる学者、政治家等に在りては公然デモクラティズムとソーシアリズムとの思想を高潮し、社会問題殊に労働問題に關しては、物価暴騰の影響に伴ひ、俄に険惡の度を加へ来たり、危機日一日より甚だしき有様と為れり、若し此儘にして放置せんか、他日由々しき階級戦争の端を啓き、仮令露國の如き國家社会の崩壊を來たさずとするも、眞面目なる良民に於て蒙る所の損害はいかばかりなるや計るべからず、（以下略）」<sup>(21)</sup>

革命による社会体制の急激な変化は、すでに触れたように、社会を構成する多数の良民の生活を、塗炭の苦しみに陥れる。したがつて社会の急激な変化をもたらす革命は回避されるべきであり、社会は漸進的に改善して進むべきであると廣池は考える。こうした立場は、『中津歴史』（明治二十三年十二月）以来一貫したものであり、『皇室野史』（明治二十六年）や、すでに引用した『日本憲法淵源論』にもはつきりと読み取れる見解である。

すなわち廣池の郷里の歴史を描いた『中津歴史』（一八八二年）には、天保や天明の飢饉、ならびに天災についての資料が欠落しているという廣池自身の指摘がある。こうした資料が地方史に不可欠であるとする理由は、そうした危機、あるいは社会が激しく転換する際に、一般良民の暮らしがどんな状態にあつたかを知ることが、歴史研究上、きわめて重要だからである。社会のよし悪しの判断は、多数を占める一般大衆の生活の水準や内容にあるととらえるからなのである。<sup>(22)</sup>

『皇室野史』においても、社会の統治の良否は、農村に課せられる賦役や租税の軽重、そして刑罰の過酷さの度合いを目途として評価するべきであるとされている。なぜなら、この二つの尺度は、米作り経済の段

階での良民の暮らしの良否を判定する指標だからである。歴史は何よりも、社会の多数を占める良民の暮らしづくりの推移に注意をはらうべきなのであるというこの歴史観は、労働者階級が歴史の担い手であると見るマルクスの歴史観とも、あるいは柳田國男が唱える「常民」の歴史とも異なるものであり、廣池独自の見解である。<sup>(23)</sup>

社会の平和や統合がとりわけ良民にとって必要であるのは、彼らが安心して暮らせるかどうかは、社会の安寧秩序にかかっていること、戦争や戦乱は、結果として過酷な賦役や重税を人々に強いるから回避されるべきである。その反対に社会の平和は、経済を活発化させ、生活必需品を社会の隅々にまで過不及なく流通させ、人々の暮らしの安定に役立つから善なのである。

## 六、労働問題の沿革と当時の取り組み

### (一) 労働問題の沿革

労働問題についての廣池千九郎の最初のまとまった論説は、「道の友」の要請にしたがって筆を執った論説「労働問題に対する天理教の教理と実際」に見られる。この論説の最初の部分で、このテーマを扱うのは、今回が初めてではなく、二年ほど前に神戸商工で行つた講演ですでにとりあげたことがあると断つている。まず最初に、労働問題についての一般的な紹介がある。

〔労働問題 (Labor question) といふ事は、古くから一体に資本家と労働者との利害関係の衝突から起

る處のものであつて、此争議は何の地にも存在して居つたが、然し今日の所謂労働問題といふ組織的、科学的乃至法律的に其の形を現してきたものは、凡そ十八世紀の中頃から以後のことと云ふて宜しいかと思はれます。：（中略）：然して学者——主として経済学者並びに法律学者の一部分及び政治家の間に於て、此の両者の利害上の争議を如何に解決したならば円満に解決が就くであらうかと云ふことについて、研究を加へて居るのが即ち所謂労働問題であります。」<sup>(24)</sup>

すなわち、フランス革命を契機とする政治思想の変革や科学の進歩、機械の発明、輸送手段の発達、大工場システムの出現などが、重々無尽に重なつてイギリスの産業革命をもたらしたのである。それがヨーロッパ全体に伝播して、産業を大きく変化させ、多数の工場労働者を輩出し、貧富の格差を生じることになった。教育が進み、労働者がこのことを次第に自覚するようになると、資本家とのあいだに激しい利害対立が起こつて、階級間の対立(闘争)が激化した。

廣池によれば、もともと労働組合の原型は、道徳的、技術的なもので、製造上、営業上の便宜を図るために生じたものだが、十八世紀に生じた労働組合はそれとは性格を異にする。すなわち、労働者が団結して、資本主義、資本家階級に対抗して、その利権を守りしようとする目的を持つ。その対抗手段は、暴力的であり、工場封鎖、ストライキ、ボイコットなどにあるとする。しかも二十世紀のはじめにはサンディカリズム(Sindicalism)という危険な動きが生じている。廣池はこの運動に注意を払い、「政治経済根本革命主義」という訛語まで当てて危険性を指摘する。すなわち、このサンディカリズムは、「純然たる社会主義が労働問題の仮面を被つて起こつたと云ふても宜しいもので、……西暦一八九四年佛國の労働組合が総同盟罷工

(General Strike) を承認するに至つて」新たな（政治的・社会的）意義が生じたとのべている。<sup>(25)</sup>

当時の日本社会の統治（ガバナンス）の上で問題となるのは、この運動が、労働組合を政治的、社会的組織の中心的な勢力に仕立て上げ、ゼネストなどの直接的行動によつて当時の政治組織、社会組織を転覆し、無政府状態を作り上げることを目的としているからである。ゼネストが国民生活を麻痺状態に陥れることは、フランスで勃発した革命ですでに経験済みのことだつたのである。

こうした労働側の手段に対抗して、資本家側は、カルテルを結んで対抗し、更には、工場閉鎖（ロックアウト）や、従業員の一部解雇、問題のある従業員をブラックリストに載せて経営者側で情報を交換して、問題のある人物を産業から排除するなど、強硬な手段に訴えた。こうして両者の感情、利害の対立はますます深刻度を増し、一触即発、革命の瀕戸際にまで達しているという認識なのである。

## (二) 二つの解決法——権利主義と道德主義

労働問題に対する解決法は、当時欧米を中心に、①道理に訴えて解決を図る権利主義と、②宗教家や博愛家が計画する専ら道徳によって問題を解決しようとする道德主義の二つが主流を占めていた。前者は、経済学や法律学、社会学などの学問の原則に立つて両者の利害の調停をはかるもので、それぞれの側が、自己防衛のために、対策を講じ解決策を模索している。もちろん労使双方の努力と平行し学者・経世家の独立的研究もあり、また、政府も問題解決のために立法処置（労働法関連）などの法律的な干渉を行つていている。民間でも社会政策学会が解決策のための研究に取り組んでいる。<sup>(26)</sup>

廣池によれば、まず、権利主義はフランス革命に見られるように、平民階級が多数の貴族を殺戮し、次に

は平民中から指揮を取つたものがその平民の上に立つて貴族となり、またそれを平民が殺戮するというような、血で血を洗う権力闘争が延々と繰り返されることになり、このやり方では、労使の対立抗争に終止符を打つことは到底出来ないとされる。

「そこで、仮令一度今日の資本家側を倒したとて、其の側では、益々双方の不利益に為つて来て、目の舞はるやうな騒動が世界到る處に起つて来て、今日の文明幸福が一時に滅亡しかくるやうな日が来るかも知れません。つまり、個人主義、社会主義、法律思想、権利思想では、決して将来労働者の幸福を増進し得るものではないものと考へます。況や資本家側をや」<sup>(27)</sup>

労働問題の解決は双方が、正義を標準として権利主義の立場から、どのように解決策を講じてみたところで、自ずから限界があり、結局、「多少道德主義、宗教思想を法律に加味せねば、何事も成就するものではない」と理論を先に進める。当時成立を見た工場法や職工組合法などの労働法制は、政府当事者の便宜のために作られたもので、労働者や資本家がこれを盾として相争うようなことでは、本末転倒であり、事業の終局の進歩発達は望めないとまで述べている。<sup>(28)</sup>

当時の労働者の精神上、生活上の苦痛は、今日と比較してよほど酷いものであつた。彼らのこの苦痛と資本家側の精神的不安を早急に除き去るには、どうすればよいのか。廣池が問題の前提に据えるのは、日本と欧米の国家組織、すなわち国体の違いである。日本の国家組織は、「全然欧米各国と異なつて居り、従つて人情、風俗習慣より古来の制度が全然、家族的道徳的に発達して来て居るのであるから、欧米の職工組合式

では、私は到底円満に職工を育ててゆく事は出来ぬものと考へて居るのであります。」と自己の見解を敷衍する。<sup>(29)</sup>

廣池が念頭に置く当時の國家組織は、家族の延長であり、国家もまた拡大した家族と見る家族国家觀である。労使の関係もまた家族主義的、温情主義的な協調的関係の形成によって深刻な解決を回避することを目指している。こうした方策を取る理由としては、日本の当時の職工たちには西欧の影響は、まだそれほど進んではおらず、当時は道德主義の立場からいろいろな試行錯誤が行われていたと見て居るからである。具体的な事例としては、当時先進的な家族主義経営の見本として、キリスト教の精神に立つ武藤山治の鐘紡の取り組みが世間の注目を浴びていた。しかし廣池はそれにまつたく言及せず、自らの友人の一人が関与する、古河日光精銅所の事例を紹介している。

「私の友人に鈴木恒三郎といふ人がありまして、古河家の足尾銅山の産出にかかる銅を精製する、日光精銅所の所長を致して居りましたが、大いに温情主義に依つて職工を愛護したのであります。即ち職工の俸給手当を高める事は勿論の事、其の上に講演場を開きて職工の知識を開発し、酒保並びに商店を会社内に設けて廉価に日用品を職工に供給し、工場の建築物に職工の衛生上の設備をなし、娯楽場を始め読書室、擊劍柔道の道場迄建築し、元自分の師匠であつたところの山田小太郎氏と称して非常に人格の高い教育者を招聘して徒弟学校の主任となし、自らも山田氏に対し、旧師に仕ふるの礼を以つて師恩の大なる事を示し、之が為に職工は鈴木氏に対し、天使のことく敬慕してをりました。(以下略)<sup>(30)</sup>

ここで述べられている温情主義に基づく施策は、主に給与面の改善、衛生設備の充実、物的娯楽施設の整備など、物質的救済を中心とするものであった。だが、こうした施策が有効に機能するには、会社側が支払ったこれまでの苦労や努力が工員側に理解され、それを「ありがたい」と感謝する気持ちが培われていなければならぬ。さもなければ、それらの物質的努力はすべて無駄になると懸念する。当時の多くの日本の工場では、精神的救済を欠く物質的救済が多く見られ、「いよいよ得て、いよいよ得んとする」気持ちを工員側に強めることとなり、要求心のみが増大することとなり、最も回避したかったストライキという最悪の事態に落ち入ることも少なくなかつた。そうした罷に落ち込むことを避けるためには、物質的救済に、精神的救済が伴わなければならないのであり、日光精銅所の鈴木氏が、山田氏を<sup>わざわざ</sup>招聘したのも、工員一人一人の精神にそうちした感謝の気持ち、物質救済を<sup>な</sup>持む心を滅却させて、自立心を養うことを目的としていたからなのである。

### (三) 道徳主義的解決法の限界とその克服

ところで、当時日本で行われていた解決策の主流を占めていた道徳主義による解決法は次のような限界を持つていた。まず、歐米における取り組みとしては、英國のロバート・オーエン (Robert Owen, 1771-1858) の事例が紹介されている。また職工保護についての研究者の数も枚挙に遑がないくらい多数に上るが、こうした方策は、煎じ詰めれば、同情心からひたすら職工の保護を計ろうとするものばかりで、「その究極は多く職工の保護に偏して、社会主義的傾向を帯びぬものはないやうである」とまで云われている。<sup>(31)</sup>つまり、これらのは、どれも労働者階級という社会の一部の階級の利益のみを目的とする政策であつ

て、煎じ詰めれば、個人の創意工夫よりも、結果の平等を重視する考え方である。だが、労働問題のよつな社会問題の解決は、影響を被る国民すべて、すなわち資本家も官僚も、企業家も農民も労働者も含めて、すべての階級の利益を勘案したバランスのとれた解決策でなければならない筈なのである。

第二の問題点は、経済学者、法律学者たち、並びに職工組合方面の人々が、道徳主義による解決法をまったく無効であると断定して顧みないことである。その理由として、次の三つの事項が挙げられている。<sup>(32)</sup>

第一に感情を以て資本主義と労働者とを調和させることは、その中間に立つ会社員では、十分にその任を尽くすことができないこと。(1)ここでいう中間に立つ会社員とは、会社の支配人や資本を持たない専門経営者の事である。

(筆者注)

第二に、たとえ鈴木恒三郎氏のようなすばらしい人物が十分に責任を果たしたとしても、その効果の持続はその人一代もしくはその人の在任中だけにとどまり、人格的な影響力は年月とともに消滅してしまう。残るのは形骸化した制度のみとなること。

第三に、今日の企業家は資本主義であつて、経済の原則に従つて富の増進を計るほか、道徳を顧慮する違などない。

こうして経済界、法律界でも、道徳主義・宗教主義の解決法には、まったく重きが置かれておらず、労使双方ともこの解決法をまったく気にかけていないのが当時の実情であった。

道徳主義の第三の問題点は、道徳主義が、資本家階級の横暴に対し、それを阻止し、あるいは制裁を加える手段を持たないことである以上、権利義務の観念で、法に訴えて資本家の暴力に対抗する以外に途はないとする考え方である。<sup>(33)</sup>

だが、こうした道徳主義に内在する限界を克服するには、もう一つ別の途がある。すなわち道徳主義の解決法が次のような条件を満たすならば、人々を納得させ、有効な問題解決をもたらす強い力を持つとされる。

「然しながら、道徳主義の解決法にても、若し其の理論の基礎が科学的合理的であり、其の理論が痛切にして人心の機微を穿ち、又普遍的性質を帶びて、智愚上下何れの方面に向かつても民衆的自覺を促す強き力を有し、其の目的方法が道徳的組織的であつて、而してその理論目的方法の全部が皆時代の要求に伴ふものであつたならば、仮令一寸外部から接觸しただけでは、その性質が判からぬ為に重きをおかれぬやうなことがあるにしても、追ひ追ひにその理論と實際との真相に触るるに従つて、成る程と感心して下さるやうにならうかと考へます。」<sup>(34)</sup>

道徳主義が十分な成果を挙げ、労働者の待遇を改善するのに役立つかどうかは、その監督の任に当たる人物の人格が重要な要因であるが、しかしながらその人格の影響力は限定されたものであり、道徳主義の効果を持続するためには、教理 자체の持つ力がきわめて重要であるという。教理という理論の重要性について、廣池は更に次のように述べる。

「宗教的道徳的事業に於いては、人格感化の力は最大要素であれど、然し単に人格の力のみにて発展せしものは、前記のことくに、其の人格の消滅と共に、其の人格の範囲内に於ける德化力の色彩も薄くな

つて、竟にはまったく消滅するやうになるものであるから、其の理論そのものの性質が、自然と民衆的自覚を促す強き力を持つて居るものでなければ、斯ういふ労働問題などに役立つものではない。此の点に於いて、天理教の教理は、大いに古来の倫理道德宗教等すべての教えに比して優秀なる点が有るのであります。<sup>(35)</sup>

## 七、モラルサイエンス——新道徳主義の科学的基盤

天理教教理に基づく道徳主義の解決法が、労働問題の解決に実際に効力を發揮するには、天啓にもとづく教理が民衆の支持を得て、民衆の自覚を促す強い力を持つことが必要である。そのためには、教理自体が次のような要件を満たしていること、即ち一般化され、普遍化されていることが必要である。<sup>(36)</sup>

第一に（天啓に基づく）天理教の教理が科学の理論に一致すること。

第二に、長い人類の経験や歴史から見てその内容が合理的であること。

第三に、社会人類の不平等の自覚を合理的に説明すること。（この条件が労働問題解決の第一根本義。）

第四に、道徳的因果律。すなわち善心善行のものは、仮令一時不利益を被るとも最後の勝利を得、且つその幸福は子孫にまで及ぶこと。反対に悪心悪行は、一時的に利益をもたらすことがあっても、結局、衰退滅亡に傾き、自己の僥倖を子孫にまで残す事は出来ないとする因果律の存在。

この四つの条件は、個別宗教の成立根拠である天啓が、真正のものであって、その天啓を根拠にした教義なり教理が、一般の人々が受容でき、社会を突き動かし進化させる強力な原動力を持つための条件であると

見てよい。もちろん天啓が真正かどうかという問題にとつて第一の試金石は、天啓を受ける人物の普段の精神作用と行為が卓越していく、無我であり慈悲に富むというレベルにまで達していることが絶対的に必要な条件である事はいうまでもない。<sup>(37)</sup>

全国で講演活動を開催し、多くの天理教徒が働く工場を訪問した廣池千九郎は、當時、そこで行われていた德育の実態を多数目にする機会に恵まれていたはずである。当時の日本国内の工場では、仏教の抜苦与樂の精神で工員の精神開発を計るところもあれば、たとえば鐘紡のように、キリスト教の愛の精神で職工救済に取り組むところもあつた。また、富士瓦斯紡績や東洋紡績のように、天理教の信徒を職工として一部分にせよ、雇うところもあつた。当時、日本では、信仰の自由は明治憲法によつて保障されていたから、どの宗教的価値に立脚して職工の精神開発に取り組むかは、工場ごとに異なつていて当然である。廣池が特に強調するのは、こうした一般的な德育の上に、更に深い宗教的な自覚を生む德育が職工の幸福実現にとつて特に必要だということである。この点について廣池は次のように述べる。

「一般的德育の施設は行はるけれども此上に、も一つの本当の宗教心を社員や職工に持たす事は極めて必要なことであると考へます。即ち社員や職工に対する宗教学者の方法と申しますと、仏教、天理教等のいろいろな宗教家を工場の内につれて来て、右の一般的な德育の外に各自に其宗教の教義を講義せしめる事は必要なことであります。：（中略）：宗教の信仰心のない奴は之を善人とする事とは出来ないけれども、工場側で真面目に尽力せられ、且各宗を平等に之を各工場に入る様にしたいもので御座います。

而して其効果につきましては、之を各宗の自由競争に任せて置いて差支へないと考へます、(以下略)」

当時、無知蒙昧であると考えられていた工員たちに、一体何をどのように教えればいいのか。その問題を考えるのは、二つのポイントがあるようと思ふ。德育は普通の人間を対象とする（宗教的価値導入の）教育であるから、当時の知識人が妥当と考える様な内容でなければならぬこと。それはすでに述べた。教育を実際に行つて効果を挙げるには、更に次の二つの条件が必要であると考えられている。

第一は、職場で仕事を行う工員たちに、その教理を体系的に教え込む教師が、きっちりと養成されて揃つているかどうかという条件である。ここで德育を行なう教師に関して、どの宗派に属すかが重要なのはなくして、その人物の心の中に一つの神仏に対する熱烈なる信仰心があるかどうかが重要なのである。<sup>(38)</sup>

第二に、企業は営利組織であるので、コストや手間がどれだけかかるかという問題。その費用が、企業にとって必要経費と認められるもので、しかも十分に負担できるかどうかかも實際上問題になる。廣池千九郎はこうした点に関して次のように述べている。

「道徳教育に対する費用は、別に大して必要ではないので、例へば、二、三万の職工を使用する大企業にあつては、会社内に教育課又は職工課の一課を設けて事務員を置き、学力、経験、人格の具備せる相当の教育主任と、教育者数名とを置き、他は聯合して講師を置くのです、しかも其の一年の経費は僅々数千円を出でないであります、(以下略)」<sup>(39)</sup>

こうした教育に対する出費を惜しんだ結果、労働者の不満が爆発してストライキが起これば、一年の損失は年間六〇万円にも上ることになり、「その利子だけでも永久に其の会社の職工に対する道徳教育費を填めて余りありません。経済家かえつて経済に迂なるものでありますから、かう云ふ事には能く反省してもらひたいのであります。」と道徳教育への出費が経済的にも合理的であり、必要不可欠であると述べている。<sup>(40)</sup>

さらにこの費用がもたらす効果については、第一に会社の事業の土台作りに役立つこと、第二に資本家の一身一家の安全の基礎となること、第三に、職工それ自身の生涯の土台の形成に役立ち、そして最後に、国家人類の繁栄幸福に資する文化事業となると、三つの点を挙げている。<sup>(41)</sup>

労働問題に関する、道徳主義的な解決法が有効でないもつとも大きな理由は、道徳主義が横暴なる資本家の行動にブレーキをかける力を持たず、またそうした行為に制裁を加える手段を持たないからであつた。この点について、廣池は、男女職工に適切な道徳教育をほどこさない会社に対して、青年男女を送らない約束（一種の社会契約）を結ぶ地方が現れて来つて、こうした社会の動きを悟つて、すべての従業員に道徳教育を施すようになることが、自家の幸福と事業の繁栄につながる事を自覚することが大事であると、資本家側に警鐘を鳴らしている。

また、当時の県レベルにおけるこうした動きと並んで大切なことは、たとえ会社が德育を工場内に導入しても、それを聞くか聞かないかを従業員の自由に任せていたのでは、せつかくの会社の努力も効果を挙げることが出来ないから、場合によつては、法律を作つて德育を強制的に受ける様にすることも必要になると述べている。

「各会社は須らく速やかに、大いに秩序系統ある道徳教育を会社の一事業として工場内に施工し、一方又、政府は之を民間営利会社の自由施設にのみ放任せず、法律を以て強制するの政策をとる必要があります」<sup>(12)</sup>

工場法の議論が盛んになり、その成立が時間の問題になつていただ時の状況で、廣池はトレードユニオン(trade union, 労働組合)を許容することが今後明らかなる事実であるとすれば、「道徳教育の必要は實に實に焦眉の急であつて、且つ國利民福上、眞に必要な事に屬する者と存ぜられます。」と述べている。

### 八、精神的科学的管理法の課題

周知のように、フレデリック・テーラー(Frederic Taylor, 1856-1915)が二十世紀初頭のアメリカ産業ばかりか、経済体制を越えて工場の科学的合理化に貢献したことはよく知られている。テーラーは、動作時間研究という、工学的な方法を用いて、多様な熟練(skill)の中から最も最も無駄のない最速最善の仕事のやり方(one best way)を標準として確立し、それに従つて能率よく仕事を進めていくために必要とされる近代的經營システムを確立した。だが、テーラーがこの優れた經營法を実際に工場に導入しようとしたときに問題が生じた。このやり方に従つて、正しく仕事を行いさえすれば、工員たちは三〇ペーセントから一〇〇ペーセント多くの賃金がもらえ、經營側も產出増加と収益の増加、そして消費者や顧客は高品質で低価格の製品を多数手に入れることが出来て、社会も潤つはずであった(二万善、すべてのステークホルダーが等しく

利益に与ることの出来る状態)。ところが、この經營法に反対したグループがいた。ウォータータウン兵器廠の労働組合であり、そのためにテーラーはアメリカ議会の公聴会に呼び出され、証言する羽目になつた。<sup>(43)</sup>

ドラッカーは、この間の事情を次のように説明する。すなわち、テーラーの科学的管理法が、世界的な規模で産業合理化に大きく貢献したにもかかわらず不評だった最大の理由は、労働組合が、テーラーを激しく攻撃したからである。彼らは、テーラーを經營者寄り、あるいは反組合的と見て反対したわけではない。

組合にとって、テーラーの犯した許しがたい罪は、彼が物を作つたり運んだりすることに、技能などというものは存在せず、彼の方式で訓練を受けた労働者がなんなくそれをこなせると公言して憚らなかつたからだ。一九一一年、当時の労働組合、なかでも造幣廠と造船所の組合は、世間から尊敬され、技能(熟練)を独占する集団だった。その力の源泉は、徒弟制度の統制を一手に収めていたからである。原則として、徒弟には組合員の関係者しかなれなかつたし、当時造幣廠や造船所の熟練工は、医者よりも高い、非常な高給を取つていた。テーラーがいう「一級の労働者」が期待しうる三倍の給料を支払われていた。したがつて技能と熟練の神秘性を否定したテーラーが『破壊を企てる悪性の異端』として、彼ら「労働貴族」たちの怒りを買ったのは当然であった。<sup>(44)</sup>組合は自己の階級の利益のみを見て、意思決定をするのであり、労働者は社会全体を構成する階級の一部であることをほとんど考慮しない。

テーラーは、自分の提唱する管理法がアメリカ社会に受け入れられ、浸透していくには「義務の革命」が必要であると述べている。すなわち、動作時間研究やワン・ベスト・ウェイとしての標準、変率出来高払い制度や機能的職長制度など、彼の提唱する經營法の個々のコンポーネントを導入することは、決して困難な課題ではない。だが、科学的管理法が、生きて工場で働くには、労使双方に次のようない義務の革命が必要と

されるのである。すなわち、科学的研究の結果として解明された法則にしたがって、自己の割り当てられた仕事を忠実に遂行することが、自己の義務であり、社会のためになると双方が心底から考えるようにならなければならない。そのためには精神革命が必要である。<sup>(45)</sup> 重要なのは、テーラーのこうした社会経済全体を視野に入れた、経営の捉え方である。

そしてこの経営方式が全米の企業に浸透していくには、二つの世界大戦において、効率よく高品質の軍需品を前線に届けなければならないという、切迫した社会的要請を俟たねばならなかつた。

廣池がテーラーの科学的管理法に言及しているのは、二つの論説においてである。一つは、「富豪、資本家、会社商店の経営者、重役、高級職員各位並びに官憲に稟告」（大正七年、一九一八年）であり、もう一つは「労働問題とモラルサイエンス」（大正八年、一九一九年）である。前者は、当時の政界のリーダーや政府高級官僚、富豪や資本家などを対象とした建白書であり、後者はもう少し広い範囲の識者を想定している。すなわち湯島の聖堂に事務局を置く斯道会の啓蒙雑誌に投稿した論説であるが、これら二つの論説の内容はかなり重なる部分が多く、特にテーラーの科学的管理法について言及した箇所はほとんど同じと見てよい。重要であるので、この部分を以下に引用しておく。

「即ち右にへり返しへり返し述べました所は、其の道德原理は已に科学的でありますて、之が施設する方法も亦、組織的でありまするし、又、其の申し述べました主旨は、一方、工場、商店を処理して行く上より見あらるる、之をテーラー (Frederic Winslow Taylor)、グリーンウッド (Arthur Greenwood)、シルワード (Horace Bookwalter Drury) 等を初めといたしまして天下欧洲にて盛んに唱導ひまして産業の円満なる発達をなし、人類の平和幸福を増進するものと存じます。」<sup>(46)</sup>

引用文中の「右に繰り返し述べました」とあるのは、「労働問題とモラルサイエンス」において、廣池の

提唱する道徳主義の解決法が、當時最新の科学にもとづくもので、合理的であるということをいう。人間協働の精神を実現するために、テーラーの科学的管理法が最終的に要請したのは、見えるる客観法則（自然科学の原理、法則）を皆が認め、そうして共通の信念に依拠しつつ、標準にしたがつて厳密に自己を統制しながら仕事を行っていくこと、強い実業の精神である。この協働精神のあり方は、国により地域により、時代により異なる。では、廣池が己の提唱する道徳主義の解決法を、科学的管理法と対比させて、精神的科学的管理法と呼んだのには、どのような意味が込められているのだろうか。

テーラーは工場には多数の熟練が並存することを認め、それを動作時間研究によつて科学的に調査・研究し、その上で一つの系列として標準——ワン・ベスト・ウェイとして確定した。廣池の場合も、それと同じように、精神開発におけるワン・ベスト・ウェイを探求し、確立しようとしたのではないだろうか。実際の工場では、異なつたいくつかの宗教に基づいて道徳教育が工員のために実施されている。それを、自分の目で見て、実際に調べ、自分でもやつてみた上で、組織的に体系化し、最終的に一つの標準にまで高めようとしたのではないだろうか。

道徳教育のシステムを工場にいかに導入するかという問題意識や、それを確かめる視点は、すでに大正中

期に書かれた論説や記事に見ることができる。そうした問題に取り組んだのは、西欧思想、なかでも個人主義や民主主義という理念が、日本社会という西欧社会とは異なる土壌の中に、無反省に、つまり十分吟味されずに、どんどん取り入れられている。このことに、危機感を抱いたからではなかつたのだろうか。当然、それまであった日本社会やそれを支える個人の道徳的美点は失われ、西欧的な自我の主張ばかりが前面に出てくるようになる。

無責任な権利の主張のみをあおるこうした傾向に対して、「軽率不眞面目なる学者、政治家」という厳しい叱責の言葉さえ見えている（『日本憲法淵源論』再刊の辞）。こうした浮ついた社会的風潮の中で、ばらばらになろうとしている伝統的な共同体の価値観をどのように新たに再編したらよいのか。これこそ、廣池がまともに取り組んだ明治末から大正期にかけてのテーマだったのである。<sup>(47)</sup>

工場で働く従業員や職員たちが、現実の社会に照らして見て、妥当であり、誰もが体得しなければならないと思う価値、あるいは行動原則を、身につけることが当時の重要な課題なのである。その内容は『日本憲法淵源論』の感化救済の原理の中に、次のように簡潔に述べられている。

第一に、天祖が自ら実践躬行して体得した「慈悲寛大自己反省」の心事・行為を訓育の基礎と為すこと。

この教訓は、廣池が天理中学や、富士瓦斯紡績小山工場ほかの工場で実際に教化の事業に従事した際に生徒や工員たちに与えた教訓である。

第二に、とりわけ富士瓦斯紡績小山工場で、職工道德の一大原則として掲げた「忠誠努力而不要求」という格言である。

第三は、これらの主義、原則に「順応同化」し、「絶対服従」していくことである。

こうして、職場で働く人々、経営者も、幹部職員も、工場の職工も等しく遵守すべき標準が次第に確定されていくのである。最近では法律遵守、コンプライアンスということがいわれているが、経済を中心とする人間の実生活にとって、誰もが従うべき標準としての道徳が、学問的に模索されることになった。その内容は、一九二八年に出版された『道徳科学の論文』を俟つことになる。

結局、労働問題を通して、廣池が追及したのは、エルトン・メーヨーが有名なホーソンリサーチを行った際にずつと念頭に置いていた、『人間協働精神の喪失』と同じ種類の問題であり、資本主義体制下での過度の個人主義に基づく諸施策が、人間の社会的存在としての側面を崩壊させる危険性をはらんでいるというものが、一九二八年である。<sup>(48)</sup>廣池は、こうして大正期の労働問題へのかかわりを通して、日々渾身の努力を積み重ねていくのだが、その時に目指されていたのは、成員すべての力が中心に向かつて収斂する「一心同体の団体」、あるいは組織の形成であった。こうした新時代の集団並びに組織にとって、道徳的リーダーシップがもちろん不可欠の要件であることはいうまでもない。低く、優しく、りんとした勇気と謙虚さを兼ね備えたりーダーの徳である。

の家は繁昌せず、工場、会社、商店、官衙、学校其他団体の組織、悉く此の規則を離るるを得ず、此故に、官吏教師会社員其他職工の何たるを論せず、自我を没却して、自己の意見主義主張を抛棄し、慈悲至誠無我を以て、主人の利益と名譽との為に貢献する精神を有するものならでは、今後の社会に在りては用を為さず、(以下略)<sup>(49)</sup>

リーダーの道徳性が資本の多寡、最新技術の有無以上に大切であるとの認識については、次の資料が重要である。

「たとへば彼の豊富多大なる資本と、該博革新の知識とを以て起る所の会社の内、或は倒れ、或は榮ゆるものあるを見るに、皆一に其の主人側の道徳的の如何によるものなり、会社の主動者たる主人側にして、道義の精神を缺かば、其集る所の者皆道義的ならず、職員、職工、皆人心解體して、四分五裂の結果は、倒産の外なきなり、

予の年来敬仰する所の同郷の先輩に実業界の巨人あり、其の人となりや、至誠神仏を信じ、至孝親に事へ、慈仁後進の誘掖に努められ、道義の精神甚だ旺盛なり、此人一たび手を下せば、如何なる会社も必ず復活繁栄す、一事以て主人側の道義の力の偉大なることを知るに足らん(以下略)<sup>(50)</sup>

そうして一心同体の組織について、更に次のようなビジョンを描いてみせる。すなわち人々が相寄り相助けて、家族のように和氣藹々と仕事に励む理想的な職場であり、それは、継続的、持続的な道徳教育によりおりである。

て、成員の高い道徳性が実現された時にはじめて成り立つ、ある種の人格共同体である。その時必要とされるのは、リーダーの卓越した道徳性であり、それを支える部下の道徳性であることは、既に何回も触れたとおりである<sup>(51)</sup>。

（1）廣池は、「皇室野史」において、わが国の政という言葉について、本居宣長の説を引用して説明する。その言葉の本来の意味は、奉仕事<sup>(マツリゴト)</sup>であって、「それは天の下の臣八十伴緒（オミムラジヤソトモヲ）の天皇の大命（オオミコト）を奉（タマ）はりて、各其職を奉仕（ツカエマツ）る、是天下の政なれば也」とのべ、我が國体が世界列強とひどく異なっている点を指摘する。すなわち、「實に皇室は日本人民の宗家にして、日本人民は専くも皇室の分家たる一大因縁あるによつて也。(以下略)」<sup>(52)</sup>

（2）廣池千九郎「日本憲法源流論」緒言、「廣池博士全集IV」、三七九—三八〇頁。

（3）廣池千九郎「日本憲法源流論」、「廣池博士全集IV」、五一四頁。鹿澤大学教授井出元は、大正二年から十二年までの足かけ十一年間に、こうした講演会への出講が六八〇カ所、延べ一千百余日に及んで、どれだけ廣池がこの問題を重視し、國家社会に対する報恩としてエネルギーを注いでいたかを指摘している。井出元「廣池千九郎の思想と生涯」、一九九八年、三〇六—三一六頁。

（4）廣池千九郎と中山新治郎の人間的交流を物語る資料としては、「道の友」に掲載された追憶記事がもつともわかりやすいもののように思われる。当時、天啓の教えを元に天理教の教理を編纂する仕事に従事した廣池は、管長の許しを得て、聞き取り調査を行つた。教祖の警咳に接した天理教の高弟たちが車座になつて廣池を取り囲み、質問に矢

と)であるという理解であり、もちろん一種理念的な見解である。



(39) 前掲論文、五六六頁。

(40) 前掲論文、五頁。

(41) 前掲論文、六頁。

(42) 廣池千九郎「労働問題とモラルサイエンス」、「斯道」

五七号、大正八年六月、一〇頁。

(43) F・W・テーラー、上野陽一訳「科学的管理法」、下

院特別委員会での証言。

(44) P・F・ドーラッカー、上田ほか訳「未来企業」、一二

四一二五頁。

(45) F・W・テーラー「科学的管理法」、前掲邦訳、五一

(46) 「労働問題とモラルサイエンス」、前掲論文、六頁。

(47) 廣池千九郎「日本憲法淵源論」、「廣池博士全集IV」、五〇六一五〇八頁。

(48) エルトン・メイヨー「アメリカ産業文明における人間問題」序文、一九三三年。

(49) 廣池千九郎「日本憲法淵源論」、「廣池博士全集IV」、五〇七頁。

(50) 前掲書、五〇八一五〇九頁。

(51) 前掲書、五〇六一五〇七頁。

八頁。

\*この原稿はもともとモラロジー研究所研究所（現道德科学研究所センター）の定期研究会で昭和六十年頃に発表した数回の報告が元になっている。この年の初めに長女を不慮の病で亡くすという不幸に見舞われた著者は、この報告のことはすっかり忘れていた。この報告を原稿にまとめるところをすこし見てくださったのは、立木教夫氏（麗澤大学教授）である。締め切りを大幅に過ぎても筆は進まず、作業はつらいものだったが、立木さんが声をかけてくれなければ、この原稿は到底作成できなかつたと思う。また、明治、大正期の労働問題に関する廣池千九郎の資料の面では、廣池千九郎記念館副館長の井出元氏（麗澤大学教授）にお話になつた。品性資本定量化開発室の松延秀雄氏は、ややこしい年表の入力を引き受け何かと支援してくださつた。また、同記念館の石川恭二氏は、必要な資料を探し出し、複写して届けてくださつた。改めてこのお二人にも御札を申し上げたい。

表一 廣池千九郎と明治大正期の労働問題

明治四年 (一九〇一) 四歳	年・年齢 明治四年 (一九〇一) 四歳	廣池千九郎労働問題関連記事	国内の主要な社会問題	関連事項（国内外）
一月 三重紡績で講演する。 三月 学位請求論文「支那古代親族の研究」を東京帝国大学法科大学に提出する。	一月 三重紡績で講演する。 三月 学位請求論文「支那古代親族の研究」を東京帝国大学法科大学に提出する。	一月 三重県津市の三重紡績株式会社に行く。	二〇 大阪の友禪染職工二〇〇人、賃下げ反対で同盟罷業。 二一 京都電鉄の運転手・車掌二八人、規則改正に反対して同盟罷業。 二二 治安警察法違反で、二人有罪判決。	日韓併合。
二月 このころから労働問題の道德的解決に尽力する。	二月 このころから労働問題の道德的解決に尽力する。	二三 新潟県中蒲原郡村松町製糸場白糸館の女工百数十人、賃上げで同盟罷業。四人余拘引される。 二四 浦賀船渠会社の職工二三〇人、賃上げで同盟罷業。	二五 岡山の鐘紡花畑分工場女工三人、賃下げ反対で同盟罷業。	工場法公布（施行は大正五年）。
二月 三重紡績で講演する。				

明治四〇年 (一九〇七) 四〇歳	大正一年 (一九一二) 四一歳	大正一年 (一九一二) 四一歳	二二三 女子労働者の海外移住を禁止する規則に反対する文章を認める。
三二四 富士瓦斯紡績本社で講演する。  舟 鮫河橋の貧民街の調査をする。	八七 横浜ドックで職工のために講演する。  八二四 富士瓦斯紡績小山工場を視察、講演する。	六二六 川崎の日本蓄音機商會で争議。鈴木文治、従業員から全権を委任され交渉、解決(友愛会の関係した最初の争議)。	米騎動県下に拡大。  七二三 主要新聞、天皇崩御のため九・七まで全頁を黒わくで囲む。  八一 鈴木文治ら、友愛会を結成(日本労働組同盟の前身)。会員五人(年末三十人)。
*この年、同盟罷業事件(参加三四人)。	内務大臣、三教合 同主催。 渋沢栄一ら帰一協 会設立。	七月 明治天皇崩御。  友愛会成立。	

明治四〇年 (一九〇七) 四〇歳	中華民国成立。
二二一 京都瓦斯会社の職工、共済会規則の改正に反対して罷業。  三二二 東京市電の従業員二〇〇人余、市営に合併した旧東京鉄道会社の解散手当分配金を不満として大晦日より元旦夕刻まで同盟罷業(片山潜ら指導)。  病院、貧民施療を開始。  三二三 東京市電の従業員二〇〇人余、市営に合併した旧東京鉄道会社の解散手当分配金を不満として大晦日より元旦夕刻まで同盟罷業(片山潜ら指導)。  三二四 吳海軍工廠で、共済会問題から罷業。  四一 三万人罷業参加、工廠内大混乱。四二より検挙開始、二〇〇人余、召喚取調。四九、六人送検。  三二五 三重紡績津分工場の職工三千人、罷業。  四二六 社外船の下級船員二〇〇人余、船主同盟会に賃上げ噴頼。四三 日本郵船の機関部員、罷業開始。その後各社に罷業拡大。  四二七 社外船水火夫同志会、賃上げの団体交渉に入る。  五一五 岐阜県本巣郡西郷村で小作組合を組織、込米撤廃で争議。県下に拡大。  五六一 富山県下新川群生地の窮民三百人、汽船球陽丸の米積込みを妨害して騒擾。以後、	

大正三年  
(九四)  
癸歳

- 一二・三 富士瓦斯紡績小山工場で講演。
- 一二・四 救済研究会のため、大阪府知事官舎にて「救済の本義と天理教の感化救済法」と題して講演する。
- 一二・五 大阪府立職工学校において講話。
- 一二・六 「救済の本義と天理教の感化救済法」を「救済研究」に掲載する。
- 一二・七 神戸三菱造船所幹部及び事務員一同のために講演する。
- 一二・八 「天理教の教理及び実際について」を「道の友」第三五号に掲載する。
- 一二・九 神戸高商において「労働問題に対する天理教の教理と実際」と題して講演する。

- 一二・一 兵庫県灘・西宮の酒樽工二〇〇人、貨上げで龍業。警察の説諭で就業。
- 一二・二 新築開店の三越呉服店に来客多数（日本最初の常設エスカレーター、入口の青銅ライオン像評判となる）。
- 一二・三 海軍用靴製造の大塚工場など四工場職工四〇人、貸上げで三日間龍業。

\*この年、同盟龍業五〇件（参加五〇四人）。

- 一二・四 三重県津市の東洋紡績工場を視察する。
- 一二・五 古河合名会社日光電気精銅所にて講演。
- 一二・六 東京モスリンの職工二六〇人、賃下げ反対で龍業。ベニス 男女三四三人、工友会を結成。ベニス 幹部三人解雇。交友会員龍業。
- 一二・七 三重県津市の東洋紡績工場を視察する。
- 一二・八 古河合名会社日光電気精銅所にて講演。

一五 友愛会、この日現在の正会員三八一人・准会員（女子）一九人（二二「労働及産業」発刊、三十一年一月「労働」と改題）。

大阪紡績と三重紡績が合併して東洋紡績設立。

- 一二・九 東京モスリンの職工二六〇人、賃下げ反対で龍業。ベニス 男女三四三人、工友会を結成。ベニス 幹部三人解雇。交友会員龍業。
- 一二・一〇 東京モスリンの職工二六〇人、賃下げ反対で龍業。ベニス 男女三四三人、工友会を結成。ベニス 幹部三人解雇。交友会員龍業。
- 一二・一一 オーストリアで暴動ムツソリーニ扇動。
- 一二・一二 オーストリア、セルビア皇太子、セルビア人に暗殺される。
- 一二・一三 オーストリア、セルビア、セルビア、オーストリアに宣戰布告（第一次世界大戦始まる）。
- 一二・一四 ドイツロシアに宣戰布告。
- 一二・一五 ドイツフラン

大正四年 (元年)		中国に三ヶ条の要 求。
二・三 大阪府知事大久保利武、感化救済研究 会顧問小川滋次郎來訪。	八月 「工業叢書」発行の企画を立てる。	五・三 イタリア、オーストリアに宣 戰布告。
二・三・四 富士瓦斯紡績小山工場にて講演。	七月 沼津の商業学校で講演。	
三・八 「富士紡の工女募集、各教會長役員諸 氏への依頼」を「道の友」掲載する。	八月 沼津の商業学校で講演。	
三・六 富士瓦斯紡績小山工場で講演。	九月 沼津の商業学校で講演。	
三・九 富士瓦斯紡績小山工場で講演。	十月 沼津の商業学校で講演。	
三・一二 富士瓦斯紡績川崎工場商工会で講 演。	十一月 沼津の商業学校で講演。	
六・元 富士瓦斯紡績小山工場における講演の 予定を立てる。	十二月 沼津の商業学校で講演。	
七・〇 「日本憲法淵源論」の緒言を認める。		
七・五 「労働問題に対する天理教の教理と実 際」を「道の友」に掲載する。		
七・三 「労働問題に対する天理教の教理と実 際」が工業教育会から「職工問題資料」A三 〇として発行される。		
七・三・八・三 富士瓦斯紡績小山工場で教理講 習会を行う。		
八・一・〇 富士瓦斯紡績小山工場で、教理講 習会を行う。		
八・三 富士瓦斯紡績小山工場の天理教教育に ついて各教会に案内、注意を促す。		
九・一 工場法施工。職工五人以上の工場で、一 三歳未満者の就業禁止、二五歳未満者と女子の一 二時間労働制（至年間は二時間以内の延長を認 める）。		
九・二 富士瓦斯紡績小山工場に行く。		
九・三 「日本憲法淵源論」を発行する。		
三・一 東京工業高等學校にて「現代文明と 労働者の自覺並びに資本主義に対する覺悟」		

大正七年 (五〇) 五歳	<p>三・一九 三越呉服店子供寄宿舎にて講話。</p> <p>三月 廣池千英、東京帝国大学を卒業して富士瓦斯紡績に入社する。</p> <p>四・〇・三 富士瓦斯紡績小山工場で講演会。</p> <p>四・三 三越呉服店子供寄宿舎で講演。</p> <p>六・八 横須賀鎮守府に永田泰次郎參謀を訪問、海軍工廠で講演する件を交渉する。</p> <p>二月 「助け一条のお話」を脱稿、緒言を認める。</p> <p>三・三・五 富士瓦斯紡績小山工場にて講話。</p>	<p>三・三 ロシアニコライ二世退位（三月革命）。</p> <p>四・六 アメリカ、ドイツに宣戦布告。</p> <p>六・六 長崎三菱造船所職工一万人、賃上げで罷業。六・六 解決。</p> <p>七・三 大阪鉄工所因島工場の職工六〇〇人、三割賃上げを要求し罷業。指導者検束され、敗北。</p> <p>七・元 富士瓦斯紡績押上工場、職工、四〇人賃上げを要求し罷業。鈴木友愛会長の調停。</p> <p>八・三 戰時手当一割支給などで解決。</p>
大正七年 (五〇) 五歳	<p>二・二 浦賀船渠職工五〇人、三割賃上げを要求し罷業。</p> <p>二・三 警察の調停で解決。</p>	<p>二・四 鶴見の浅野造船所職工六〇〇人、新造船白鹿丸の礼金分配の不平から暴動。</p> <p>*この年、同盟罷業二六件（参加五三九人）。小作争議五件。</p> <p>一・八 ウイルソン、</p> <p>一・四 管制発表。</p>
大正八年 (五七) 五歳		<p>二・七 ボルシェキ武装蜂起。ソビエト政権樹立（一〇月革命）。</p> <p>*この年、同盟罷業二〇件（参加八三三人）。</p> <p>三・九 栃木県小山市の桑十紹糸紡績会社にて「天然自然の理」と題して講演する。</p> <p>一・四 三越呉服店子供寄宿舎にて山室軍平と共に講話「人類の幸福文化の由来と将来の方針」を行う。</p> <p>一・〇・四 富士瓦斯紡績小山工場にて天理教理講習会を行う。</p> <p>一・七 長浜農業学校にて講演。</p> <p>二・〇 日本海員波済会大阪出張所海員講演会で講演。</p> <p>二・三 三島在住商業連合組合主催の講演会で講演する。</p> <p>二・五 蔵前東京高等商業学校で「工場主の利益と職工の利益獲得の方法」と題して講演。</p> <p>二・六 三越子供寄宿舎で講演を行う。</p> <p>二・三 宇野商店で講話。</p> <p>二・六 富士瓦斯紡績小山工場で講演。</p>
大正八年 (五七) 五歳		<p>二・四 三田土ゴム会社職工六〇人余、三割賃上げで罷業、鈴木友愛会長の調整によって割合上げで解決。二・七 就業。</p> <p>金本位制停止。産業組合法改正。国立感化院令公布軍事救護法制定。（日本）</p>

大正六年 (一九一七) 五三歳	<p>一〇七 鐘紡にて講演。</p> <p>一〇八 第六高等学校にて講演。</p> <p>一〇九 名古屋紡績に行く。</p> <p>一一〇 東洋紡績本社にて講演。</p> <p>一一一 大阪府立職工学校にて講演。</p> <p>一一二 海事会にて講演。</p> <p>一一三 「富豪・資本家・会社商店の経営者・重役・高級職員各位並びに官憲に稟告」をする。</p> <p>一一四 富士瓦斯紡績小山工場にて講演。</p> <p>一一五 富士瓦斯紡績小山工場に行く。</p> <p>一一六 東洋紡績名古屋工場にて講演。</p> <p>一一七 偕行社・小森鉄工所に行く。</p> <p>一一八 大阪織物同業組合。</p> <p>一一九 尾崎汽船部店員。</p> <p>一二〇 東洋紡四貫島工場。</p> <p>一二一 大木遠吉伯爵の主催でモラルサイエンスの講習会華族会館で講演「階級制度の根本</p>
	<p>*この年、労働組合(モ、同盟龍巣園)七件(参 加者四百人)。小作争議三五件。</p>
	<p>洪沢栄一ら協調会設立。(日本)</p> <p>一五 ナチス結成。</p> <p>友愛会、日本労働組同盟友愛会に改称。</p> <p>ワイマール共和国憲法採択。</p>

- 五二二 三越呉服店子供寄宿舎にて講演。
- 五二三 諸井国三郎葬儀に参列し、小山工場信徒代表として弔辞を述べる。
- 五二四 東京高等師範学校で講演「モラルサイエンスと国民道德」。
- 五二五 大阪工業教育会(鉄道俱楽部)にて講演。
- 五二六 大阪西区女子手芸校及び堀江小学校にて講演。
- 五二七 大阪市立工業学校にて工業教育会主催の第三回職工取扱者夏期講習会に出席し、「工場従業員の道徳的自覚」と題して講演。
- 五二八 中野金次郎邸で講演。
- 五二九 三井三池万田坑の採炭夫ら、檢炭の不満から暴動、軍隊出動して鎮圧。
- 五三〇 米騒動、名古屋・京都両市に波及。
- 五三一 全国大・中都市の米騒動絶頂に達する(九一七までに、三市・三田町・三元村で大衆行動、検挙者数万、起訴者五八人)。
- 五三二 富山県下新川郡魚津町の漁民妻女ら數十人、米価高騰防止のため米の県外への船積み中止を荷主に要求しようとして海岸に集合。
- 五三三 富山県下新川郡魚津町の漁民妻女ら數十人、米価高騰防止のため米の県外への船積み中止を荷主に要求しようとして海岸に集合。
- 五三四 富山県下新川郡魚津町の漁民妻女ら數十人、米価高騰防止のため米の県外への船積み中止を荷主に要求しようとして海岸に集合。
- 五三五 独ソ、ブレスト・リトファスク条約。
- 五三六 福岡県中鶴炭坑の坑夫五〇人、賃上一げの約束不実行で罷業。

原理と現代思想の科学的批判」。

五二云 「労働問題とモラルサイエンス」を

「斯道」に掲載。

五三云 王子の東洋紡績で講演。

五一 富士瓦斯紡績小山工場に行く。

五六九 東洋紡の各工場で講演。

六七八 名古屋工場。

六八九 知多工場。

六九四 四日市工場。

六二五 陸軍地方幼年学校。

六二七 住友電線製造所（西区御貴島）。

六二九 東洋紡績三軒茶屋にて講演。

七一〇 住友伸銅所。

七一五 住友電線。

七一七 東洋紡績三軒茶屋にて講演。

七一九 東洋紡績で講演。

七二〇 東洋紡績で講演。

七二一 東洋紡績で講演。

七二二 東洋紡績で講演。

七二三 東洋紡績で講演。

七二四 東洋紡績で講演。

七二五 東洋紡績で講演。

七二六 東洋紡績で講演。

七二七 東洋紡績で講演。

七二八 東洋紡績で講演。

七二九 東洋紡績で講演。

七三〇 東洋紡績で講演。

七三一 東洋紡績で講演。

七三二 東洋紡績で講演。

七三三 東洋紡績で講演。

七三四 東洋紡績で講演。

七三五 東洋紡績で講演。

七三六 東洋紡績で講演。

七三七 東洋紡績で講演。

七三八 東洋紡績で講演。

七三九 東洋紡績で講演。

七四〇 東洋紡績で講演。

七四一 東洋紡績で講演。

七四二 東洋紡績で講演。

七四三 東洋紡績で講演。

七四四 東洋紡績で講演。

七四五 東洋紡績で講演。

七四五六 東洋紡績で講演。

七四五七 東洋紡績で講演。

七四五八 東洋紡績で講演。

七四五九 東洋紡績で講演。

七五〇 東洋紡績で講演。

七五二 東洋紡績で講演。

七五三 東洋紡績で講演。

七五四 東洋紡績で講演。

七五五 東洋紡績で講演。

七五六 東洋紡績で講演。

七五七 東洋紡績で講演。

七五八 東洋紡績で講演。

七五九 東洋紡績で講演。

七六〇 東洋紡績で講演。

七六一 東洋紡績で講演。

七六二 東洋紡績で講演。

七六三 東洋紡績で講演。

七六四 東洋紡績で講演。

七六五 東洋紡績で講演。

七六六 東洋紡績で講演。

七六七 東洋紡績で講演。

七六八 東洋紡績で講演。

七六九 東洋紡績で講演。

七七〇 東洋紡績で講演。

七七一 東洋紡績で講演。

七七二 東洋紡績で講演。

七七三 東洋紡績で講演。

七七四 東洋紡績で講演。

七七五 東洋紡績で講演。

七七六 東洋紡績で講演。

七七七 東洋紡績で講演。

七七八 東洋紡績で講演。

七七八九 東洋紡績で講演。

七七八一〇 東洋紡績で講演。

七七八一一〇 東洋紡績で講演。

七七八一二〇 東洋紡績で講演。

七七八二二〇 東洋紡績で講演。

七七八二三〇 東洋紡績で講演。

七七八二四〇 東洋紡績で講演。

七七八二五〇 東洋紡績で講演。

七七八二六〇 東洋紡績で講演。

七七八二七〇 東洋紡績で講演。

七七八二八〇 東洋紡績で講演。

七七八二九〇 東洋紡績で講演。

七七八二九一〇 東洋紡績で講演。

七七八二九二〇 東洋紡績で講演。

七七八二九三〇 東洋紡績で講演。

七七八二九四〇 東洋紡績で講演。

七七八二九五〇 東洋紡績で講演。

七七八二九六〇 東洋紡績で講演。

七七八二九七〇 東洋紡績で講演。

七七八二九八〇 東洋紡績で講演。

(勤労権) の規定。

二・三 ムツソリ一

ニ、ファシスト党

結成。

六二六 ベルサイユ  
講和条約調印。

六二七

スユニオン

発会式。

六二八

賀川豊彦

・今井嘉幸ら

、大阪に消費組

合共益社設立。二・二二 事業開始。

七二九

東京棒給生活者同盟会

「サラリーメン

革新会」、罷業。

七三一 日刊六社、休刊を宣

言。八・四

解決。

八・三

東京砲兵工廠の職工ら、小石川労働会

を結成。賃上げ・八時間労働制などを要求し

を

求

め

る。

九・一

神戸川崎造船所職工、賃上げで争議、

サボタージュ戦術を採用。九・二九

要求貫徹し

就業。

九・三

大日本鉄山労働者同盟会、足尾銅山

の飯

場

制

度

撤

廃

などを

要

求

め

し

罷業。

二・二六

富士瓦斯紡績小山工場で講話。

一・二七

山形有朋邸で講話。

一・一〇 国際連盟発足 (常任理事国は日本、フランス、

大正二〇年 (一九三一年) 五歳	
<p>の復職を要求し罷業。三二 坑夫二〇人、事務所を破壊。差入検挙される。</p> <p>〔争議〕一月 門司港沖仲仕、三月 大阪鉄工、三月 芝浦製作、三月 東洋紡王子・三越呉服店洋服部。</p> <p>*労働組合三三、同盟罷業六三件（参加者五七人）。小作争議四六件（参加者五五人）。</p> <p>四三 足尾銅山鉱夫、団結権承認など要求提出、四八 活動家三人解雇、組合、怠業・罷業・示威などで対抗。四六 解決。</p> <p>四六 大阪電燈会社争議（以後、藤永田造船・住友電線・住友鋳鋼など阪神地方に団体交渉権要求の争議続発）。</p> <p>六五 三菱内燃機神戸工場の職工、団体交渉権・増給の陳願書を提出、争議。七月 川崎造船・三菱造船に拡大、参加三万人余（戦前最大の争議）。七三 川崎争議団、工場管理宣言。七四 軍隊出動、八三 惨敗宣言。</p> <p>七七 天王寺公会堂で大阪失業者大会。八五 神戸の三菱・川崎両造船所の誠意者、浪人会を結成（この年、不況深刻化）。</p>	<p>の復職を要求し罷業。三二 坑夫二〇人、事務所を破壊。差入検挙される。</p> <p>〔争議〕一月 門司港沖仲仕、三月 大阪鉄工、三月 芝浦製作、三月 東洋紡王子・三越呉服店洋服部。</p> <p>*労働組合三三、同盟罷業六三件（参加者五七人）。小作争議四六件（参加者五五人）。</p> <p>四三 足尾銅山鉱夫、団結権承認など要求提出、四八 活動家三人解雇、組合、怠業・罷業・示威などで対抗。四六 解決。</p> <p>四六 大阪電燈会社争議（以後、藤永田造船・住友電線・住友鋳鋼など阪神地方に団体交渉権要求の争議続発）。</p> <p>六五 三菱内燃機神戸工場の職工、団体交渉権・増給の陳願書を提出、争議。七月 川崎造船・三菱造船に拡大、参加三万人余（戦前最大の争議）。七三 川崎争議団、工場管理宣言。七四 軍隊出動、八三 惨敗宣言。</p> <p>七七 天王寺公会堂で大阪失業者大会。八五 神戸の三菱・川崎両造船所の誠意者、浪人会を結成（この年、不況深刻化）。</p>

一・三 鍋島公爵邸で講話。	
	<p>四・五 東京市電の交通労働組合員五〇人余、日給制・六時間労働制などを要求し罷業。解雇者二〇人余、組合側敗北。</p>
	<p>五三 日本最初のメーデー、上野公園で開催（日曜）。参加二万人余、治安警察法第二条撤廃・失業防止・最低賃金法設定の三要求を決議（「聞け万国の労働者」唱われる）。五六 友愛会・信友会・啓明会などメーデー参加組合、労働組合同盟会を結成。</p>
	<p>七八 富士瓦斯紡績押上工場の友愛会紡織労組員、団結権承認を要求し罷業。七三 組合側敗北。</p>
	<p>一〇三 警視庁特別高等課に労働係新設。</p>
	<p>二五 友愛会東京連合会、東京労働講習所を設立（学校形式の労働者教育の初め）。三六 労働者教育協会を設立。三九二六 日本労働学校開校。</p>
一・九 長崎県香焼炭坑の坑夫、鐵首組合員	
	<p>五五 連合国、ドイツに賠償支払計画受諾を要求。</p>
	<p>五一 ドイツ受諾（三〇億マルク）。</p>
	<p>三八 ロシア共産党、第一回新経済政策採択。</p>
	<p>イギリス、イタリア）。</p>

<p>大正三年 (五三) 至歳</p>	<p>講演を行う。</p>
<p>一二二 講演「人間の幸福と最高道徳」(八王 子薰心会)。</p>	<p>一〇月 「助け一条のお話」臘写版印刷。 一一月 講演「人間の幸福と最高道徳」(八王 子薰心会)。</p>
<p>三・三 野田醤油の総同盟系組合員、作業量の 引上げ反対など各項目を要求。三・六 二五〇人 罷業。四・二 学童四〇人罷休。四・三 県知事 立。</p>	<p>五二 石川島造船所職工二五〇人、不当解雇 者の復帰等を要求して怠業するも、首謀者六 人解雇され、五一元敗北。 六一 賀川豊彦、ペストセラー「死線を越え て」の印税を基金に、大阪北区安治川教会に 大阪労働学校開設。 六三 大阪住友伸銅所の伸銅工組合、解雇人 員縮小に反対、罷業。七一 惨敗宣言。 七一 水曜会・曉民会・建設者同盟などの社 会主義者、日本共産党を非合法に結成。 (参加三五五人)。</p> <p>一〇・三 伊フアシス ト政権樹立。 一三・三〇 ソ連邦成 立。</p>

<p>大正二年 (五六) 至歳</p>	<p>一八 講話「人類の進化と最高道徳」(東京中 田家)。</p> <p>四一 講演(門司俱楽部)。</p> <p>四七・六・二〇 朝鮮を巡回講演。テーマは次の とおり。「人心救済の効果」「民族の文化・幸 福とその民族性および其の教育・宗教に関する 政策」「民族の文化・幸福とその民族性」 「婦人の自覚と最高道徳」「親孝行の科学的研 究」。</p> <p>*斎藤実、京城公会堂、朝鮮總督府、愛国婦 人会、大分県人会、日出小学校などを訪問し、 月 横浜船渠・浅野造船。</p>
-----------------------------	---

<p>三・三 大阪・名古屋・八幡などで官業労働 者、重縮に伴う失業救済の大示威。</p>	<p>三・三 大阪・名古屋・八幡などで官業労働 者、重縮に伴う失業救済の大示威。</p>
<p>四・六 独口、相互 に賠償請求権放棄 (ラバロ条約)。</p>	<p>二・二 ワシント ン軍縮会議。 二・五 國際連盟 第一回総会。</p>

大正三年 (一九一四) 五月	
五七 前島鉄工所にて講話。	
五八 丸井工場にて講演。	
五九 工場主に対して講話。	

解雇反対・退職手当で二・二・一まで争議。  
 \*この年、労働組合四三（二五五二人）、同盟罷業三〇件（参加三五九人）。小作人組合三〇（三五三人）、小作争議一九七件（参加三四四〇）人。

メートル法施行。  
 (日本) 日本フェビアン協会設立。

一・三 イギリス、マクドナルド労働党内閣成立。

四六 伊糸選挙ファシスト党立派バーセント獲得、大勝利。

六二 伊、社会党議員ファシスト党員により拉致殺害。

（ジユネーブ議定

新潟県下の農村で女子の出稼ぎ（女工）増加、地元青年の結婚難や帰郷女子の都市化傾向から反対運動おこる（この頃、各地で女工募集・引抜き激しく問題化）。

六元 小山工場へ行き、社員茶話会に出席する。	五九 富士瓦斯紡績小山工場へ行く。
七〇 大木遠吉（伯爵）主催により、華族会館において最高道徳の講演会を行う。	六〇 人解雇される。
二六 海員組合、日本郵船の諸手当削減に反対し停船罷業に突入。二・〇 妥結。	三二 軍縮のため東京・大阪砲兵工廠職工計五〇〇人解雇される。
二八 ヒトラーに失敗、逮捕（ミュンヘン一揆）。	三三 工場法改正公布「法」（五歳未満適用を六歳未満に引き上げ、雇用者の責任を加重）。工業労働者最低年齢法公布「法」（四歳未満者の就業禁止）、二・七一 施行。
二九 岸和田・和泉・寺田の三紡績会社で安値（二ドル＝四兆八月 マルク暴落（二ドル＝五〇万マルク）。	三四 関東大震災。死者行方不明者四万人。（日本）

大正二年 (一九一二)			
大正三年 (一九一二)			
昭和二年 (一九二七)	【道徳科学の論文】(初版)出版。		
昭和三年 (一九二八)			
昭和四年 (一九二九)	世界経済恐慌		
昭和五年 (一九三〇)			
		普通選挙法公布、 治安維持法公布。 (日本)	
		四二六 独ヒンデン ブルク元帥、大統領当選。	

(注)

この表を作成するに当たって、主として、以下の資料を参考にした。

「近代日本総合年表」岩波書店、一九六八年。

P・F・ド・ラッカー、上田淳生訳「経済人の終わり——全体主義はなぜ生まれたか」の巻末の年表——あのころの歴史(第一

次大戦から第二次大戦へ)。

林健太郎「ワイマール共和国——ヒトラーを出現させたもの」中央公論、一九六三年。

その他。

(注)

この表を作成するに当たって、主として、以下の資料を参考にした。

「近代日本総合年表」岩波書店、一九六八年。

P・F・ド・ラッカー、上田淳生訳「経済人の終わり——全体主義はなぜ生まれたか」の巻末の年表——あのころの歴史(第一

次大戦から第二次大戦へ)。

林健太郎「ワイマール共和国——ヒトラーを出現させたもの」中央公論、一九六三年。

その他。

三九 鉄道協会にて内国通運会社社長はじめ重役のために講演する。

三二 丸井工場にて講演する。

この年、長男廣池千英氏、富士瓦斯紡績株式会社を辞め、財團法人労資協調会に入る。

\*この年、労働組合研究(三八二八人)、同盟罷業五五件(参加四九四〇人)、小作争議一三三件(参加二三〇人)。

書)。